

岡崎市公有地境界確認事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岡崎市が管理している道路及び水路用地等（以下「公有地」という。）に係る境界確認等の事務に関し必要な事項を定めることにより、当該事務の円滑で適正な実施を図ることを目的とする。

(事務の範囲)

第2条 この要綱で取扱う事務の範囲は、次の各号に規定するものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路（以下「道路用地」という。）と隣接する土地との境界の確認
- (2) 岡崎市法定外公共物管理条例（平成12年条例第25号）に規定する道路法（昭和27年法律第180号）が適用されない道路（以下「法定外道路」という。）と隣接する土地との境界の確認
- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）を準用する河川と隣接する土地との境界の確認
- (4) 岡崎市法定外公共物管理条例（平成12年条例第25号）に規定する河川法（昭和39年法律第167号）が適用又は準用されない河川並びに溝きよ、水路、湖沼及びため池（以下「普通河川等」という。）と隣接する土地との境界の確認
- (5) 岡崎市が認定した、道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路の範囲（以下「市道認定区域」という。）の確認

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 境界確認を必要とする者
- (2) 申請地 公有地に隣接した境界確認をする民有地
- (3) 対側地 境界確認を行う申請地に接する公有地を挟んだ反対側の土地
- (4) 関係土地所有者 申請地及び申請地の隣接地、対側地の土地所有者
- (5) 境界確認 市長が、立会又は書面により、申請者及び関係土地所有者等と協議し、申請地と公有地との筆界の位置を確認することをいう。

(境界確認願)

第4条 申請者が公有地と申請地との境界を明らかにしたい場合は、公有地境界確認願（様式第1号）（以下「確認願」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 確認願の提出部数は2部とし、それぞれ正本、副本とする。
- 3 申請者は、同一の申請地で道路用地、法定外道路又は普通河川等の水路と境界確認をしようとする場合、同一の確認願で提出することができる。
- 4 申請者は確認願の申請者又は土地所有者の記載事項が変更された場合は、変更届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(申請者の範囲)

第5条 申請者は、申請地の土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定めるところによるものとする。

- (1) 申請地の土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。ただし、法人が解散又は破産しているときは、清算人又は破産管財人とする。
- (2) 申請地の土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。ただし、他の相続人全員の委任を受けたものは、相続人を代表して申請することができる。
- (3) 申請地の土地所有者が共有地の場合は、共有者全員とする。ただし、他の共有者全員の委任を受けたものは、共有者を代表して申請することができる。
- (4) 申請地の土地所有者が未成年、成年被後見人等の場合は、その法定代理人とする。この場合は、確認願に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者記名のうえ法定代理人が署名又は記名押印にて併記するものとする。
- (5) その他、市長が認める者

2 公共事業施行のため境界確認が必要な場合は、国、地方公共団体、官公庁に準ずる団体及びその管理者が、土地所有者に代わり申請をすることができる。

(代理人への委任)

第6条 申請者は、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条第1項の規定に基づく登録を受けた者又は測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定に基づく登録を受けたものを代理人として、境界確認を委任できるものとする。この場合の委任の意思は、確認願の土地所有者氏名欄への署名又は記名押印で確認するものとする。

(公有地境界確認願の添付書類)

第7条 確認願に必要な添付書類は次のとおりとする。

- (1) 立会予定者一覧表
 - (2) 案内図（1／2,500程度で申請地までの経路がわかるもの）
 - (3) 公図の写し（確認をしたい境界に朱記したもの。複数の字にまたがる場合は、合成図も添付のこと）
 - (4) 土地所有者一覧表（様式第3号）又は登記情報の写し
 - (5) 法務局提出済みの地積測量図の写し（副本にのみ添付する。）
 - (6) その他参考となる書類（仮測量図、換地図、申請地周辺の引照図等の写しを副本にのみ添付する。）
- 2 申請者が、第三者に委任する場合は、委任する権限を明確にした委任状（様式第4号）を添付する。その際の確認願の申請者欄は「別紙委任状のとおり」と記載する。
- 3 申請地の登記簿上の所有名義人住所と確認願に記載された申請者住所が異なる場合は、住所の履歴が判明する資料（住民票、住居表示変更証明書、戸籍の附票、商業登記事項証明書等）を添付する。

- 4 申請地の相続登記が未了の場合は、相続人であることを示す相続図又は遺産分割協議書の写しを添付する。相続放棄している者がいる場合は、相続放棄受理証明書の写しを添付する。

(確認願等の補正)

第8条 市長は、提出された確認願に必要な事項が記載されていない、署名又は記名押印がされていない、必要書類が添付されていない等の不備があったときは、申請者又は代理人に補正若しくは提出を求めるものとする。

(事前調査)

第9条 申請者は、現地の状況をあらかじめ調査し、対側地を含む関係土地所有者との合意点を仮の境界標等により明らかにするものとする。

(費用の負担)

第10条 申請者が行う事前調査を含む境界確認に要する費用は、すべて申請者の負担とする。

(立会いの決定及び連絡)

第11条 境界確認の立会日を決定するときは、立会いにおける境界確認が公正公平かつ適正に行われるために、その事務連絡等の期間を考慮するものとする。

2 市長は、申請者と協議のうえ、立会日時及びその他必要な事項を決定するものとする。

3 申請者は、市長が立会いを必要と認める者に対して、立会依頼するものとする。

(立会いを必要と認める者の範囲)

第12条 立会いを必要と認める者は次に掲げる者とする。

- (1) 申請地の土地所有者
- (2) 申請地の隣接地に係る土地所有者
- (3) 申請地の対側地に係る土地所有者
- (4) その他境界確認に関して必要と認められる者

2 前項の土地所有者が次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定めるところによるものとする。

- (1) 土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。隣接地又は対側地の場合はその法人の担当社員で差支えない。ただし、法人が解散又は破産しているときは、清算人又は破産管財人とする。
- (2) 申請地の土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。隣接地又は対側地の場合は、相続人代表者でも差支えない。ただし、遺産分割協議書等で相続人が特定されているときは、その相続人とする。
- (3) 申請地が共有地の場合は、共有者全員とする。ただし、隣接地又は対側地の場合は、共有代表者でも差支えない。
- (4) 申請地が共有地で、区分所有建物の敷地の場合、共有者全員で立会することが困難なときは代表者とするが、管理組合等の規約の写し又は境界確認を行う権限を有する代表者であることを決定した総会等の議事録の書面を添

付する。

- (5) 土地所有者が未成年、成年被後見人等の場合は、その法定代理人とする。
(立会の実施)

第 13 条 市長は、第 9 条の規定による事前調査の内容を踏まえて、申請者及び関係土地所有者等と筆界確認のための立会を行うものとする。

- 2 申請者は、立会いに際し現地において速やかに関係土地所有者等の出欠を確認し、立会の趣旨を関係土地所有者等に明らかにしたうえで、筆界確認の作業を行うものとする。ただし、市長は次に掲げる場合で、客観的な資料、図面等に基づき幅員及び現地における境界の整合性が確保されると認められるときは片側のみ確認することができる。

- (1) 境界確認を求めた対側地土地所有者が立ち会わないため協議をすることができないとき。
(2) 境界確認を求めた対側地土地所有者との協議が整わないとき。
(3) 境界確認を求めた対側地土地所有者の所在が不明のとき。

(対側地の立会の省略)

第 14 条 対側地の立会いを省略できる場合は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 公有地の幅員が 9 メートル以上の場合
(2) 道路中心杭設置区域の場合
(3) 不動産登記法（明治 32 年法律第 24 号）第 14 条に規定する地図作成区域の場合又は国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 2 条第 5 項に規定される地籍調査実施区域の場合
(4) 公有地境界確認書、地積測量図等の確定資料があり、現況との誤差が確定資料等と公差内の場合
(5) その他、市長が認める場合

(境界の同意)

第 15 条 申請者及び関係土地所有者等が境界確認に同意した場合は、境界確認をしたことを証する書面に氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）、確認年月日並びに確認した土地の所在地番を記入のうえ、署名又は記名押印するものとする。

- 2 申請地に相続人又は共有者がいる場合は、当該土地の権利を有する者全員から境界確認の同意を得なければならない。ただし、これにより難しい場合は、境界確定に関する申述書（様式第 5 号）を市長に提出することにより、相続人又は共有者の代表者による同意ができるものとする。

- 3 申請者又は関係土地所有者等がやむを得ず立会うことが出来ない場合は、立会委任状（様式第 6 号）を市長に提出することで、立会いを代理人に委任することができる。

(引照図等の作成及び提出)

第 16 条 申請者は境界確認が整ったときは、引照図（様式第 7 号）を作成し、市長に提出するものとする。

- 2 引照図の作成部数は本市保管分として 1 部、申出者に交付する公有地境界

確認書分として1部、公有地境界立会結果報告書（以下「報告書」という。）分の1部の合計3部とする。

（公有地境界立会結果報告書の作成）

第17条 市長は、当該境界確認に係る立会内容を記録した報告書を作成するものとする。

（公有地境界立会結果報告書の添付書類）

第18条 報告書には次の各号の書面を添付するものとする。

- (1) 公有地境界立会処理報告書
- (2) 境界確認同意書
- (3) 引照図（様式第7号）
- (4) 参考図（様式第8号）
- (5) 基準点網図（様式第9号）
- (6) 公共基準点使用報告書（様式第10号）
- (7) 現地写真（境界標等の近景及び現地遠景）
- (8) その他報告に必要な書類

（境界標等の設置）

第19条 境界標等は、境界確認をする区間の起点、終点及び必要な箇所に、申請者側において設置するものとする。この場合において、境界プレート、境界鋸、又は境界杭を本市から支給するものとする。

（公有地境界確認書の交付）

第20条 市長は、報告書を審査した結果、適正と認めたときは、公有地境界確認書（様式第11号）に記名押印し、引照図を添付して申請者に交付するものとする。

（公有地境界確認願の取り下げ）

第21条 市長は、公有地境界確認書の交付前に確認願の申請者又は代理人から公有地境界確認取下書（様式第12号）の提出があった場合には、境界確認を取り下げるものとする。

（境界確認事務の完了）

第22条 境界確認事務は、次の各号をもって完了するものとする。

- (1) 第20条の公有地境界確認書を申請者に交付したとき
- (2) 第21条の公有地境界確認取下書を受理したとき
- (3) 確認願を提出して4カ月を経過したとき。ただし、公有地境界確認期間延長願（様式第13号）を提出したときは、提出日から期間を4カ月延長するものとする。
- (4) 申請地が訴訟又は係争中の場合。ただし、訴訟内容により境界確認を行っても支障のないものはこの限りではない。

（市道認定区域確認願）

第23条 申請者が市道認定区域と市道認定区域に隣接する民有地との境界を確認したい場合は、市道認定区域確認願（様式第14号）を市長に提出するものとする。

2 市道認定区域確認願の提出部数は2部とし、それぞれ正本、副本とする。
(事務の準用)

第24条 市道認定区域確認に関する事務について、それぞれ第5条から第22条の規定を準用し行うものとする。

(公有地境界確認書の再交付)

第25条 申請者が、公有地境界確認書の再交付を求めるときは、次の各号の書類が添付された公有地境界確認書再交付申請書(様式第15号)を市長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 申請地の登記簿の写し(全部事項証明書)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者の範囲及び代理人への委任については、第5条及び第6条を準用するものとする。

3 市長は、第1項による申請書を受理後、書類の審査をした結果、適正と認めたときは、公有地境界確認書(再交付)(様式第16号)に引照図の写しを添付して申請者に交付するものとする。

4 公有地境界確認書(再交付)の手数料は岡崎市手数料条例(平成12年条例第12号)別表第1(96)の規定によるものとする。

(地籍調査完了地区の公有地との境界確認について)

第26条 申請者が、地籍調査完了地区の公有地との境界確認を求めるときは、次の各号の書類を添付した地籍調査完了地区公有地境界確認申請書(様式第17号)を市長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 申請地の登記簿の写し(全部事項証明書)
- (4) 境界確認をしたい箇所に朱書きをした地積測量図面(2部)
- (5) 境界確認に必要な範囲にある境界標等の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者の範囲及び代理人への委任については、第5条及び第6条を準用するものとする。

3 市長は、第1項による申請書を受理後、書類の審査をした結果、適正と認めたときは、地籍調査完了地区公有地境界確認書(様式第18号)に前項(4)を添付して申請者に交付するものとする。

(事務の委託)

第27条 市長は、境界確認に関する事務のうち第11条、第13条から第19条を愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託することができる。

(委任)

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。